

(新)

別紙様式第2-1

貿易一般保険(変更通知書・変更承認申請書)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

□輸出契約等を次のとおり変更しましたので貿易一般保険
包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件）
手続細則の規定に基づき、通知します。

保険証券番号	
保険契約締結日	年 月 日
変更番号	第 号

□輸出契約等を次のとおり（変更した・変更したい）ので
貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶
：一般案件）手続細則の規定に基づき、承認を申請しま
す。

保険契約者

住所

氏名 印

被保険者

住所

氏名 印

仕向国	支払国	保証国	変更の生じた日	
変更事項	(新)		(旧)	
	既納付保険料:			
保険期間	船積前	船積後	船積前	船積後
	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
保険価額	船積前	非常	船積前	非常
	信用		信用	
保険価額	船積後	非常	船積後	非常
	信用		信用	
変更事由				
備考	契約番号:	国コード:	バイヤーコード:	
	換算率(原契約):	換算率(追加契約):		
連絡先	担当部課名:	担当者名:	電話番号:	
振込先	銀行名:	本支店名:		
	預金種目:普通・当座	口座番号:		
	口座名義:			

(旧)

別紙様式第2-1

貿易一般保険(変更通知書・変更承認申請書)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

□輸出契約等を次のとおり変更しましたので貿易一般保険
包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件）
手続細則の規定に基づき、通知します。

保険証券番号	
保険契約締結日	年 月 日
変更番号	第 号

□輸出契約等を次のとおり（変更した・変更したい）ので
貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶
：一般案件）手続細則の規定に基づき、承認を申請しま
す。

申込人

住所

氏名 印

被保険者

住所

氏名 印

仕向国	支払国	保証国	変更の生じた日	
変更事項	(新)		(旧)	
	既納付保険料:			
保険期間	船積前	船積後	船積前	船積後
	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
保険価額	船積前	非常	船積前	非常
	信用		信用	
保険価額	船積後	非常	船積後	非常
	信用		信用	
変更事由				
備考	契約番号:	国コード:	バイヤーコード:	
	換算率(原契約):	換算率(追加契約):		
連絡先	担当部課名:	担当者名:	電話番号:	
振込先	銀行名:	本支店名:		
	預金種目:普通・当座	口座番号:		
	口座名義:			

(新)

別紙様式第2-2

貿易一般保険訂正承認申請書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

保険契約者

住所
氏名 印

被保険者

住所
氏名 印

[保険申込書/変更通知書]の記載事項について、以下のとおり訂正を希望し承認を申請します。当社は、以下に記載する了解事項について理解した上で保険契約の訂正の申請を行います。

了解事項: 1. 保険契約の訂正に係る効力発生日は、保険申込書記載事項の訂正にあっては保険契約締結日とし、変更通知書記載事項の訂正にあっては当該変更に係る保険契約変更効力発生日とする。 2. 保険契約の訂正が行われた場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由(約款第4条第14号の事由にあっては、履行遅滞の発生をいう。以下次項において同じ。)により生じた損失について、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、当該損失が訂正事項に基づいて生じた損失に該当しない場合はこの限りでない。なお、訂正事項に基づいて生じた損失とは、以下のものとする。 (1) 仕向国の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の仕向国に係る事由による損失(当該訂正後の仕向国向け取引であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由による損失を含む) (2) 支払国の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の支払国に係る事由による損失(当該訂正後の支払国からの支払であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由による損失を含む) (3) 輸出契約等の相手方(輸出契約等の締結の相手方及び支払人)の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の輸出契約等の相手方に係る事由による損失(当該訂正後の輸出契約等の締結の相手方向け取引であること又は当該訂正後の支払人からの支払であることに起因又は関連し生じた非常事由による損失を含む) (4) I L C決済を含む保証付案件において、保証内容の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の保証内容に起因又は関連し保証履行(I L C決済を含む。)が行われないことによる損失 (5) 輸出契約等の決済条件に係る不利な条件への訂正(適格銀行が発行若しくは確認するI L Cを含む支払保証等が付かなくなったこと又は政府開発援助契約等に該当しなくなったこと等をいう)があった場合において、約款第4条第11号から14号までのいずれかの事由により生じた損失 (6) 保険価額の増額訂正がなされた場合にあっては、当該訂正された部分についての損失 (7) 上記各号に定める以外の場合において、訂正事項に起因して生じた損失(ただし、船積期日若しくは対価の確認日、ユーザンス期間、決済予定日に係る訂正の場合を除く) 3. 前項にかかわらず、約款第8条第5号に係る誤記訂正の場合は、当該訂正の申請に係る日本貿易保険の承認日前に発生していた事由により生じた一切の損失について、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

Table with 3 columns: 保険証券番号, 保険契約締結日, 内容変更等通知期限. Includes sections for 訂正事項, 連絡先, 振込先, and 備考.

(注)約款第8条第5号に係る誤記訂正の場合は、当該誤記に係る経緯書を添付の上、本申請を行ってください。

(旧)

別紙様式第2-2

貿易一般保険訂正承認申請書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

申込人

住所
氏名 印

被保険者

住所
氏名 印

[保険申込書/変更通知書]の記載事項について、以下のとおり訂正を希望し承認を申請します。当社は、以下に記載する了解事項について理解した上で保険契約の訂正の申請を行います。

了解事項: 1. 保険契約の訂正に係る効力発生日は、保険申込書記載事項の訂正にあっては保険契約締結日とし、変更通知書記載事項の訂正にあっては当該変更に係る保険契約変更効力発生日とする。 2. 保険契約の訂正が行われた場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由(約款第4条第14号の事由にあっては、履行遅滞の発生をいう。以下次項において同じ。)により生じた損失について、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、当該損失が訂正事項に基づいて生じた損失に該当しない場合はこの限りでない。なお、訂正事項に基づいて生じた損失とは、以下のものとする。 (1) 仕向国の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の仕向国に係る事由による損失(当該訂正後の仕向国向け取引であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由による損失を含む) (2) 支払国の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の支払国に係る事由による損失(当該訂正後の支払国からの支払であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由による損失を含む) (3) 輸出契約等の相手方(輸出契約等の締結の相手方及び支払人)の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の輸出契約等の相手方に係る事由による損失(当該訂正後の輸出契約等の締結の相手方向け取引であること又は当該訂正後の支払人からの支払であることに起因又は関連し生じた非常事由による損失を含む) (4) I L C決済を含む保証付案件において、保証内容の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の保証内容に起因又は関連し保証履行(I L C決済を含む。)が行われないことによる損失 (5) 輸出契約等の決済条件に係る不利な条件への訂正(適格銀行が発行若しくは確認するI L Cを含む支払保証等が付かなくなったこと又は政府開発援助契約等に該当しなくなったこと等をいう)があった場合において、約款第4条第11号から14号までのいずれかの事由により生じた損失 (6) 保険価額の増額訂正がなされた場合にあっては、当該訂正された部分についての損失 (7) 上記各号に定める以外の場合において、訂正事項に起因して生じた損失(ただし、船積期日若しくは対価の確認日、ユーザンス期間、決済予定日に係る訂正の場合を除く) 3. 前項にかかわらず、約款第8条第5号に係る誤記訂正の場合は、当該訂正の申請に係る日本貿易保険の承認日前に発生していた事由により生じた一切の損失について、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

Table with 3 columns: 保険証券番号, 保険契約締結日, 内容変更等通知期限. Includes sections for 訂正事項, 連絡先, 振込先, and 備考.

(注)約款第8条第5号に係る誤記訂正の場合は、当該誤記に係る経緯書を添付の上、本申請を行ってください。